

災害時要援護者支援体制づくりの進捗状況

1 災害時の要援護者支援について

神戸市では、大規模な災害が発生した場合に地域全体で助け合う「たすけあいのまちづくり」を進めています。平成 25 年 4 月に災害時要援護者支援条例を施行し、災害時に手助けが必要な方を地域全体で支える体制づくりを推進しています。

灘区では、地区内の高齢者や障害者などの「要援護者名簿」を作成し、防災福祉コミュニティなどの地域団体へ提供を行うとともに、地域での要援護者支援活動の促進に取り組んでいます。

2 灘区における取組地区の状況

市内全体では、現在、災害時の要援護者支援活動の取組地区が 76 地区となっております。(東灘 5、灘 17、中央 5、兵庫 18、北 8、長田 6、須磨 3、垂水 6、西 8)

灘区内の取組地区は、全部で 17 地区となりました。引き続き、区内全体に災害に備えた要援護者支援の取組が広まるよう、ご案内を進めてまいります。

灘区内の取り組み地区の状況（令和元年 11 月現在）

	地 区	要援護者情報	活動開始年度	主な対象者	支援団体
1	摩耶海岸通 ウエスト	市から提供	H. 2 4	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
2	摩耶海岸通 イースト	市から提供	H. 2 6	高 齢 者 障 がい 者	管理組合
3	高 羽	地域で収集	H. 2 6	高 齢 者 障 がい 者	防災福祉コミュニティ
4	原 田	市から提供	H. 2 7	高 齢 者 障 がい 者	防災福祉コミュニティ
5	摩 耶	市から提供	H. 2 8	高 齢 者 障 がい 者	防災福祉コミュニティ
6	鶴 甲	市から提供	H. 2 8	高 齢 者 障 がい 者	ふれあいのまちづくり協議会 防災福祉コミュニティ
7	成 徳	市から提供	H. 2 9	高 齢 者 障 がい 者	防災福祉コミュニティ
8	河 原	市から提供	H. 2 9	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
9	八 幡	市から提供	H. 2 9	高 齢 者 障 がい 者	防災福祉コミュニティ
10	灘 南 部	市から提供	H. 2 9	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
11	灘 中 央	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
12	な ぎ さ	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者 乳幼児	ふれあいのまちづくり協議会
13	新在家東部	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
14	新在家西部	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
15	都 賀	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
16	岩 屋	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者	自 治 会
17	篠 原	市から提供	H. 3 0	高 齢 者 障 がい 者	防災福祉コミュニティ 自 治 会

3 灘区内の主な取組

(1) 取組地区の活動

① 鶴甲地区

鶴甲地区では、6/30（日）に支援者による安否確認訓練と模擬避難誘導訓練を、11/16（土）にAEDの使用方の講習会を実施しました。

② 高羽地区

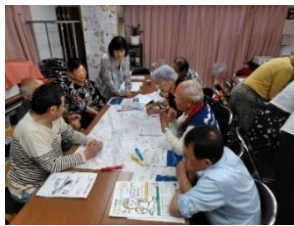
高羽地区では、8/31（土）に災害時要援護者支援の一環として、車いすや視力障害者の誘導、AED使用の訓練を実施しました。

③ 灘中央地区

灘中央地区では、今年度、要援護者支援を目的に検討会を開催し、昨年6月に提供を受けた要援護者台帳を基に要援護者マップを作製し、11/23（土）に地区内の要援護者が参加して避難所まで避難する要援護者避難訓練と防災訓練を実施しました。

④ 岩屋地区

岩屋地区では、神戸市からアドバイザー派遣を受け、4回にわたって検討会を重ね、今年4月に提供を受けた要援護者台帳を基に要援護者マップを作製するとともに、11/24（日）に地区全体（約3000世帯）でタオルを使った安否確認訓練を実施しました。



⑤ HAT 摩耶海岸地区

HAT 摩耶海岸地区では、11/30（土）に要援護者の避難所までの避難誘導訓練を実施しました。

(2) 自立支援協議会における取組（令和元年度 灘区総合防災訓練）

灘区の障がい者事業所等で構成する灘区自立支援協議会では、平成27年度から4回目となる防災ワーキング（避難訓練）を2/26に実施しました。障害者、支援者、民生委員、警察・消防（消防団を含む。）など総勢200名が6グループに分かれて、区内6地点から避難場所（稗田小学校）をめざして「まち歩き」避難訓練を行いました。

今年度は、灘区総合防災訓練の一環として灘中央地区の皆さんにも参加をいただき、地域ぐるみで要援護者支援訓練を実施する予定です。



4 取組地区に対する助成制度について

(1) 灘区災害時要援護者支援団体活動助成金

灘区では、災害に備えた「たすけあいのまちづくり」を促進するため、要援護者の支援活動に取り組む団体に対し、活動費用や避難に用いる資機材等の取得費用の一部を助成する制度（灘区災害時要援護者支援団体活動助成金制度）を、平成29年10月に創設しました。令和元年度は6団体から申請があり、要援護者支援のための資機材の整備や防災訓練の実施の経費等に活用していただいております。

(2) その他

神戸市では以下の支援も行っておりますので、御相談ください。

- ① アドバイザー派遣
- ② 訓練用用品の提供